

令和6年（行ウ）第3号 地位確認等請求事件

原告 佐藤 万奈 外1名

被告 国

第7準備書面

(国会での議論が期待できないこと)

2025（令和7）年1月20日

札幌地方裁判所民事第5部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺 原 真 希 子

ほか24名

原告らは、本書面において、選択的夫婦別氏制度に関する国会での議論状況を整理・分析し、本件において司法が果たすべき役割について論じる。なお、用語については訴状記載の「略語表」に従う。

目次

第1	はじめに	3
第2	国会における議論の歴史	3
1	夫婦同氏制度の制定根拠は当時の習俗の踏襲にすぎなかったこと	3
2	1950年代には既に夫婦別氏が検討事項とされていたこと	4
3	1975（昭和50）年から1990（平成2）年にかけての議論経過	4
4	法制審議会における家族法の見直し作業	11
5	1997（平成9）年以降、すべての法案が廃案となってきたこと	15
第3	「世論」に責任転嫁する答弁が繰り返されてきたこと	15
第4	推進派が重要な役職についても議論は進まなかったこと	18
1	小泉政権発足時の状況	18
2	鳩山内閣発足以降の状況	19
3	反対派の背景には宗教右派の存在が指摘されていること	20
第5	2013（平成25）年以降、国会での議論がますます期待できなくなったこと	21
1	安倍政権下において否定的な政府姿勢が強まったこと	22
2	賛成派の菅政権・岸田政権下でも同様の答弁が繰り返されたこと	23
第6	最高裁による合憲判断の影響	26
1	平成27年大法廷判決前後の状況	27
2	令和3年大法廷決定前後の状況	29
3	小括	30
第7	最近の状況	30
第8	結語	31

第1 はじめに

戦後から現在に至るまで、国会では、選択的夫婦別氏制度の導入にかかる質疑が繰り返行われてきたものの、同制度の導入は先送りされ続けてきた。本書面では、選択的夫婦別氏制度に関する国会での議論状況を整理し、その長期にわたる停滞の要因を分析する。

その上で、本書面では、2015（平成27）年及び2021（令和3）年の最高裁判断が国会における議論に与えた影響を踏まえ、司法が果たすべき役割の重要性について論じる。

第2 国会における議論の歴史

1 夫婦同氏制度の制定根拠は当時の習俗の踏襲にすぎなかったこと

1947（昭和22）年、民法の第4編及び第5編（親族及び相続編）は、新憲法の人権規定とりわけ憲法24条に基づき、家制度を解体し、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚するものとなるよう全面的に改正された。しかし、そこで制定された夫婦同氏規定（民法750条）は、「共同生活をする者は同じ氏を称している」という当時の習俗を踏襲したものにすぎず、しかも、そこでいう習俗とは明治民法下の家制度によって義務づけられ浸透したものであった（訴状第3の3・甲A4・二宮周平教授意見書9～14頁）。

この夫婦同氏制度の立法経過につき、東京地裁平成25年5月29日判決（平成27年大法廷判決の第一審）は、「第一回国会衆議院司法委員会においては、（中略）婚姻制度に必要不可欠の本質に起因するものであるとも、婚姻の本質に起因するものであるとも説明されていない」と認定している。実際、1947（昭和22）年の制定時には、「本法は可及的速やかに将来において更に改正する必要があることを認める」との付帯決議が付されている（甲A195・第1回国会衆議院司法委員会会議録第50号419頁）。当時の立法作業は、300条を超える条文を約半年で審議・

変更するという時間的制約の中での作業であったため、検討が不十分であることを国会議員自身が自覚していたものである（甲A195・420頁）。

この点、憲法学者である宮沢俊義は、夫婦同氏制度を含め、身分の変動を氏と戸籍の変動に連動させる家制度下の仕組みが残ってしまったことについて、「家破れて氏あり」「家破れて戸籍あり」等と批判していた（甲A4・10頁）。

2 1950年代には既に夫婦別氏が検討事項とされていたこと

上記のような改正の経過に鑑み、1954（昭和29）年、法務大臣から法制審議会に対して、「民法に改正を加える必要があるとすれば、その要綱を示されたい。」（諮問第10号）との一般的諮問がなされ、以後、同審議会民法部会に設置された小委員会において、身分法の全面的改正のための調査・審議が開始された。

そして、同年の同小委員会ではすでに、婚姻による氏の変更により不利益を被る人々がいる以上、夫婦別氏を認める社会的必要があるのではないかとの考えが示された（甲A196の1・衆議院調査局法務調査室「夫婦の氏検討のための基礎資料」10頁）。そして、1955（昭和30）年と1959（昭和34）年の2回にわたり、それまでの小委員会の審議の内容を整理した「法制審議会民法部会身分法小委員会における親族編の仮決定及び留保事項」が公表された。この中で、夫婦別氏を認めるべきかという点は引き続き検討すべき留保事項とされたものの（甲A196の1・10頁、甲A196の2・62頁）、改正要綱に取りまとめられるには至らなかった。

3 1975（昭和50）年から1990（平成2）年にかけての議論経過

夫婦同氏制度の問題点については、その後も国会において度々質疑が繰り返された。以下、1975（昭和50）年から1990年（平成2）年

にかけての議論経過を概観すべく、主な質疑・答弁を取り上げる。

(1) 1975（昭和50）年の法務委員会における答弁

1975（昭和50）年の参議院法務委員会においては、以下のとおり、夫婦別氏について質問がなされ、政府委員より「時期尚早」との答弁がなされた（甲A197・第76回国会参議院法務委員会会議録第3号4頁以下。太字・下線は引用者による。以下同じ。）。

第76回国会参議院法務委員会会議録第3号・1975年11月18日

○佐々木静子君

省略) 働く婦人がこれだけふえていて、社会的に活動している機会が大変ふえているわけですから、結婚しても名字はそのままで婚姻届が、本人の希望によっては受理できる方法ということも、・・・おのこの人格を尊重するということになってくれば自然緩和する方向に向かっていかなければならないんじゃないかというふうに思うわけですが、その点、法制審議会の御議論などではどうなっておりますか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員（香川保一君）

御指摘の夫婦別姓の問題も、法制審議会身分法小委員会で議論されておるわけですが、・・・、現在のわが国の国民感情あるいは国民意識として、すべて夫婦別氏というふうなことがそのまま受けられるかどうかというふうな実態の問題。・・・。直ちにいま夫婦別姓を採用するというのは、ちょっと時期尚早ではなかるうかというふうなのが大方の御感触のようでございます。

もっとも、上記の質疑及び答弁においては、佐々木静子議員が選択的夫婦別氏制度を提案しているにもかかわらず、政府委員の回答は「すべて夫

婦別氏」となることを前提とする回答となっており、「選択的」夫婦別氏制度を認めない理由については説明がなされていない。

(2) 1976（昭和51）年時点で夫婦別氏の必要性は十分に指摘されていたこと

その翌年の1976（昭和51）年、参議院法務委員会においては、前年よりもさらに活発な質疑が展開された。

具体的には、佐々木静子議員が、男性が多数派である法制審議会が選択的夫婦別氏制度を頑なに進めないことは、古い社会観念にとらわれているものであるとした上で、夫婦同氏制度の下で不利益を被っている女性の実例を挙げながら、民法750条の規定が「非常に婦人にとって手かせ足かせの規定」となっていること、「人間としての本質的な生き方の問題とまさに結び付いている規定」であることを指摘した（甲A198・第77回国会参議院法務委員会会議録第6号7～8頁）。今から約50年前においてすでに、夫婦同氏制度による具体的な不利益や個人の自由の制約が指摘されていたものである。

これに対し、香川保一政府委員は、夫婦の氏に関する議論は、人々の人生観や価値観に大きく左右されるため、一挙に制度変更を進めるのは現実的ではない旨回答し、夫婦別氏を求める国民が極めて少数であることを理由に、法制審議会における慎重な議論の重要性を強調した。その上で、現実的な法改正は国民の強い要望のある分野から順次進めるべきとして、夫婦別氏についても「やがては議論する」と述べた（甲A198・7頁）。また、香川は、「仮に女性の方の一割がそうしたいということになりますれば、これはやっぱり無視できない数字」であるとも述べたが、一方で、「そういうことを強く希望される女性は、私は一割どころじゃなくてその百分の一もないのじゃないかというふうな、認識不足かもしれませんがそういうふうにするのでございま [す]」と述べた（甲A198・8頁）。

また、中山利生政府委員は、夫婦別氏を認めないことにより「女性の権利が侵害されているというような感じは持たない」としつつも、「これから時代が変わりますと、またいろんな問題が出てくる」とし、法制審議会等の研究結果を待って議論を進展させることを示唆した（甲A198・9頁）。

(3) 1980（昭和55）年には参考人全員が別氏導入に肯定的な意見を述べていたこと

その3年後である1979（昭和54）年に女性差別撤廃条約が採択されたことを受け、翌年の第91回国会法務委員会では、選択的夫婦別氏制度の導入について3名の参考人が招致され、歴史的背景、諸外国の事例及び社会の意識の変化を交えた詳細な議論が行われた（甲A199・第91回参議院国会法務委員会会議録第8号）。参考人らの意見はすべて、夫婦同氏制度の見直しに向けた展望を示すものであった。

例えば、参考人の遠藤浩（民法学者）は、平安時代には夫婦別氏が一般的であり、夫婦同氏の慣習はキリスト教の影響によるものであることを指摘した上で、「私は別氏で少しも構わないと思います」と述べた。同時に、社会の意識が（別氏の方に）動いているのであれば、「むしろその方が従来のがわが国の伝統からみればかえって望ましいとも言える」との見解を示した（甲A199・8頁）。

また、参考人の井田恵子（弁護士）は、氏の問題を個人の人格権と結び付けて論じ、婚姻によって夫婦が同じ氏を強制されることを批判した。彼女は、婚姻しても夫婦は別々の人格を持つのであり、「何もかも夫婦一体ということは問題であろうと思います」と指摘した。また、諸外国で夫婦別氏が認められていることを挙げ、日本でも夫婦が別氏を選択できる余地を認めるべきであるとした（甲A199・8頁）。

さらに、参考人の阿南三千子（弁護士）は、夫婦の氏を共通にするということは一つの家族を呼称する名称として考えているという理解を示した上で、選択的夫婦別氏制度を認めるべき余地があるとも述べた（甲A199・9頁）。

このように、1980（昭和55）年の時点で既に、（日本の伝統を踏まえた上でも）選択的夫婦別氏制度の導入に問題はなく、夫婦同氏制度によって個人の人格権が侵害されていること等が、国会で指摘されていた。

以上に対し、民事局長の貞家克己は、日本では夫婦同氏制度は、夫婦というものを社会生活の基本単位として、これに共通の呼称を冠することが適切であるという考え方に基づくとし、国民感情としても定着していると述べている（甲A199・12頁）。

（4）1985（昭和60）年にも夫婦同氏制度の問題が詳細に指摘されていたこと

日本が女性差別撤廃条約を批准した1985（昭和60）年、参議院外務委員会において、抜山映子議員が、夫婦同氏制度が個人の社会生活や職業生活に与える影響について詳細な指摘を行った（甲A200・第102回国会参議院外務委員会会議録第16号17～18頁）。

これに対し、法務省の説明員である永井紀昭は、夫婦別氏が社会生活の場で一定の利点をもたらす可能性を認めつつも、過去の法制審議会における議論では、夫婦同氏が社会に定着していること、社会生活上の不都合や混乱、戸籍制度の根本を全面的に変える必要性等が理由で別氏導入の支持が得られなかったと述べた（甲A200・18頁1～2段目）。

抜山議員は、こうした説明に対し、諸外国の事例を引き合いに出しながら、夫婦同氏が絶対的なルールである必要はないとし、夫婦同氏制度に起因して結婚が破談になったりする等、女性のみならず男性にも職業生活や社会生活における支障も生じていると指摘した（甲A200・18頁）。

この質疑によって、夫婦同氏制度が個人の社会生活や職業生活に与える悪影響が改めて浮き彫りとなったが、国は慎重な姿勢を崩さなかった。

(5) 1986 (昭和61) 年においてすでに30年間の先送りが問題視されていたこと

これを受けて、同年4月の参議院法務委員会では、久保田真苗議員が、夫婦同氏制度が職業上の信頼や個人のアイデンティティに与える影響が深刻であることを改めて指摘した(甲A201・第104回国会参議院法務委員会会議録第8号・9頁以下)。

久保田議員は、「いざ自分自身が結婚となった時、夫の姓と自分の名前を組み合わせてもなんともしっくりせず、自分の顔を無理矢理整形手術させられるかのように感じ、どうしても素直に名をのることができなかった。」(10頁2段目)、「ジャンケンでさえ同意してくれない。」(同頁3段目)との声や、相当の数の人たちが結婚後も働き続け、氏変更の問題に直面していること(11頁1段目)等を指摘し、別氏の選択肢を設けることで少数かもしれないが、別氏を望む人たちの権利や利益を最大限守らなければならないと指摘する(12頁3～4段目)。

しかし、枇杷田政府委員は、戸籍制度の編製に混乱が生じる可能性を指摘し(12頁1段目)、また、氏の問題というものは、国民の意識、社会的な慣習に根強くあるとした上で、「家族のきずな的な考え方からするとなじまないのではないかという抵抗感」、「夫婦でありながら別姓である」ということはおかしいという観念が非常に強いなどとして、社会全体のコンセンサスが得られるというようなことになれば夫婦別氏導入も可能だと思いが、現在では難しいという認識を示した(12頁2～3段目)。

その後、久保田議員は、氏に関するアンケートにおいて「婚姻の際、夫婦が同姓、別姓どちらも選択できるように改正しようという意見」に対する賛成が72%であり、選択制を支持する考えが圧倒的であること等を

紹介した上で、夫婦別氏の問題は1955（昭和30）年頃から留保になっていることを指摘し、世の中が進んで「男女平均の手配が大方基礎はできた」として、夫婦別氏の議論を進めるように要請した（14頁）。

久保田議員と枇杷田政府委員が交わした以上のような議論は、1955（昭和30）年に「法制審議会民法部会身分法小委員会における親族編の仮決定及び留保事項」が公表されてから既に30年以上も繰り返されてきた夫婦同氏制度の課題がなお未解決である当時の状況を象徴している。

（6）旧姓維持の必要性の高まりにより法制審議会での議論再開の予兆が現れたこと

1980年代後半に入ると、婚姻後も旧姓を通称として使いたいと望む女性が増加し、特に大学教員や研究者の間で旧姓使用の要望が顕著に現れるようになった。

1990（平成2）年の参議院文教委員会において、粕谷照美議員は、図書館情報大学の関口礼子教授が通称使用の権利を訴える訴訟を提起したことも、旧姓の維持を重要視する風潮の象徴的な例として紹介し（甲A202・第118回国会参議院文教委員会会議録第5号5頁）、その他にも「自分の姓を喪失、なくするということが、もういかに自分自身がなくなるような思いをするか」といった女性の声を紹介し（6頁1段目）、法制審議会における夫婦別姓の検討状況について質問した。

また、粕谷議員は、国会での議論が年々変化していることを挙げた。具体的には、国会の答弁では、1976（昭和51）年には仮に女性の一割が別姓を望むなら「これはやっぱり無視できない数字だと思う」とされ、1980（昭和55）年には「国民感情がどうかということを十分見きわめる必要があります」と国民世論が重要視され、1985（昭和60）年には夫婦別姓が「理論的には十分成り立ち得る」とされ、1987（昭和

62)年には「ある程度まで声が大きくなったものは、法制審議会でも取り上げて検討していただく」とされたことが紹介された(6頁2段目)。

さらに、粕谷議員は、(女性の一割がそう思えば無視できないとの答弁をしていたが)総理府の調査では一割を超えている人が夫婦別氏を認める方がよいと回答していたこと、さらに練馬区が実施した婦人問題意識調査では、夫婦別氏に女性の53%が賛成、男性も38%が賛成していること、東京弁護士会も夫婦別氏を認めるよう進言していることを挙げ、法務省はこれを検討する必要があると訴えた(6頁2～3段目)。

これに対し、法務省の岡光委員も、世論の高まりや弁護士会からの意見書、裁判やマスコミ報道など、夫婦別氏を巡る議論について「従前とは大分動きが変わってまいりまして、そういう声が強くなってきておるということは私どもも承知しておるつもりでございます。」と述べた(6頁3段目)。加えて、民法部会の身分法小委員会がいくつかの改正課題に対して停止している状況を説明しつつ、近い将来、小委員会を再開して改正テーマの検討を行う意向を表明し、夫婦別姓もテーマとして取り上げられる一つの有力候補であろうとの見解を示した(6頁4段目)。

1980年代末から1990年代最初の時点で、選択的夫婦別氏制度がそれまでも増して社会的な関心を集めるとともに、省庁の姿勢も時代に合わせて徐々に変化していったことが分かる。

4 法制審議会における家族法の見直し作業

上記経緯を踏まえて、ようやく1991(平成3)年、法務省民法部会身分法小委員会は、婚姻と離婚に関する民法731条から771条までの見直しの審議を開始し、以下のとおり、中間報告や民法改正要綱試案の公表及び複数回にわたり寄せられたパブリックコメントの検討を経た上で、1996(平成8)年、法務大臣に対し、選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正要綱案を答申するに至った。

- ・ 1992（平成4）年12月
「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」（甲A203）
- ・ 1994（平成6）年7月
「婚姻制度等の見直し審議に関する民法改正要綱試案」（甲A204）
- ・ 1995（平成7）年9月
「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」（甲A205）
- ・ 1996（平成8）年1月
「民法の一部を改正する法律案要綱」（甲A206）

（1） 1992（平成4）年の中間報告に対する意見

1992（平成4）年の「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」（甲A203）は、夫婦同氏制度が相当であるという立場からの意見と夫婦が別氏を称することができる制度が相当であるという立場からの意見を比較整理した上で、夫婦同氏制度の当否を含む婚姻及び離婚制度についての意見を募るものであった。

これに対しては、裁判所、戸籍事務協議会、労働団体など143に及ぶ団体及び個人から意見が寄せられ、選択的夫婦別氏制度の採用を支持する意見が優勢であった（甲A207・14頁）。

（2） 1994（平成6）年の要綱試案に対する意見

1994（平成6）年の「婚姻制度等の見直し審議に関する民法改正要綱試案」（甲A204）は、夫婦別氏を認める場合の3案を示した上で、選択的夫婦別氏制度を採用すべきか否かについての意見を求めるものであった（228頁以下）。

この試案に対する意見を分類すると以下のとおりであり、ほとんどが選択的夫婦別氏制度に賛成との意見であった（甲A208・41頁）。

裁判所 108 庁からの意見

夫婦の氏が異なることを認める 89 庁

夫婦の氏が異なることを認めない 3 庁（旧姓を呼称として使用することは認めるものも含む）

裁判所以外からの意見（団体・個人を含む）

積極意見 406 通

消極意見 18 通

併記・その他 9 通

（3）1995（平成7）年の中間報告

1995（平成7）年の「婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告」（甲A205）においては、1992（平成4）年以降に収集された意見をもとに、実際の法改正を進めるための具体的な議論が展開された。

なお、この中間報告においても、1994（平成6）年の「婚姻制度等の見直し審議に関する民法改正要綱試案」に対しては、選択的夫婦別氏制度を導入すべきであるとの意見が大半を占め、消極意見はごく少数であったと紹介されている（甲A205・婚姻制度等の見直し審議に関する中間報告の説明・4頁）。

（4）身分法小委員会の審議

上記のような各分野からの賛成意見に加えて、身分法小委員会の審議においても、「夫婦別氏制導入賛成が圧倒的な多数意見」であった（甲A209・小池信行「選択的夫婦別氏制の論点について」戸籍時報654号57頁（日本加除出版、2010））。そして、身分法小委員会の多数意見と

国会議員の主流意見との間には、「極めて大きなギャップがあった」と指摘されている（57頁）。

（5）1996（平成8）年の答申と法律案要綱

1996（平成8）年1月30日、5年間にわたる上記経過を経て、法制審議会は審議結果を取りまとめ、法務大臣に答申した。また、同日、民事行政審議会から別氏夫婦の戸籍の案についても同じく答申がなされた。そして、これらの答申に基づき、同年2月26日、法務省による選択的夫婦別氏制度導入のための民法改正案が公表された（甲A206）。その要点を挙げると、以下のとおりである。

- ・婚姻の際、夫若しくは妻の氏を称して同氏とするか、各自の婚姻前の氏を称して別氏とするかの選択が可能
- ・別氏夫婦の子の氏は婚姻の際に定めることとし、子の氏は統一
- ・子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、家庭裁判所の許可を得て、その父又は母の氏を称することができる。

（6）与党議員による反対

以上のとおり、選択的夫婦別氏制度については、1990年代前半において導入の機運が十分に高まっており、これを受けて1996（平成8）年には法務省が具体的な法律案要綱を公表するに至った。

その際、法務省は、選択的夫婦別氏制度を導入する理由として、「国民の価値観・人生観の多様化」、「個人の尊厳に対する自覚の高まり」及び「国民の間における生来の氏を称し続けることが一種の人格的利益であるとの主張の拡がり」を指摘している。

しかし、法案を閣議にかけるには与党の事前審査を通過している必要があったところ、与党議員の強い反対により、当該法案は閣議にかけること

もできず、国会に閣法として提出されることは叶わなかった（甲A196の2）。

5 1997（平成9）年以降、すべての法案が廃案となってきたこと

与党議員によって法案提出が阻まれた1997（平成9）年以降、自民党以外の各政党からは、2006（平成18）年まで毎年、多い年では4回にわたって、選択的夫婦別氏制度の導入のための民法等の一部を改正する法律案が議員立法として国会に提出されてきた（甲A210：国会に提出された夫婦別氏の選択肢を認める法案の一覧とその詳細）。

2008（平成20）年以降も、2022（令和4）年まで7回にわたって、各政党から同法案が提出され、1997（平成9）年から2022（令和4）年までに合計27回、選択的夫婦別氏制度の導入のための民法等の一部を改正する法律案が提出されてきた（甲A210）。しかし、自民党の反対によって、いずれも廃案となっている。

第3 「世論」に責任転嫁する答弁が繰り返されてきたこと

以上のとおり、選択的夫婦別氏制度を導入する機運が高まったにもかかわらず、すべての法案は廃案となってきたところ、その経過において、国会においては、政府側から、同制度を認めない合理的な理由は述べられていない。それは、その時々々の首相の答弁においても同様である。

以下、1991（平成3）年から2007（平成19）年までにおける主な首相答弁を紹介する。

第120回国会参議院予算委員会会議録第14号・1991年4月3日 （甲A211・26頁） ○国務大臣（海部俊樹君） 今日、別氏選択制の導入を求める声があることも、これはよく承知をいた
--

しております。

これは基本的人権、個人の尊厳に関する問題でもありますので、現在法制審議会においてその見直し作業が進められている中でその審議が続けられておるとお思いますから、国民世論の動向等にも十分目を配ってまいりたいと考えております。

第140回国会参議院会議録第3号・1997年1月24日（甲A212・19頁）

○国務大臣（橋本龍太郎君）

次に、選択的夫婦別姓を含む民法改正法案についてであります。

民法の改正につきましては、国民生活に大きな影響がありますことから、国民の皆様のお意見が分かれておりました、各方面でさまざまな御議論がなされておるところであります。政府といたしましては、国民各層の御意見を幅広く伺いながら、この問題に適切に対処していきたいと考えております。

第145回国会参議院会議録第3号・1999年1月22日（甲A213・17頁）

○国務大臣（小淵恵三君）

選択的夫婦別氏制度の導入についてであります、婚姻制度や家族のあり方とも関連する重要な問題として、国民や関係各方面の意見が現在分かれておる状況にありますので、国民各層の御意見を幅広く聞き、また、各方面における議論の推移をも踏まえながら、適切に対処していく必要があると考えております。

第150回国会参議院予算委員会会議録第1号・2000年9月29日

(甲A214・4頁)

○国務大臣 (森喜朗君)

選択的夫婦別氏制度につきましては、婚姻制度や家族のあり方とも関連する重要な問題として、国民や関係各方面の意見が分かれている、そういう状況でございます。国民や関係各方面の各層の御意見を幅広く聞き、また各方面におきます議論の推移を踏まえながら適切に対処していく必要がある、このように考えております。

第151回国会衆議院会議録第29号・2001年5月10日(甲A215・17頁)

○内閣総理大臣 (小泉純一郎君)

選択的夫婦別姓についてのお尋ねです。

この問題は、婚姻制度や家族のあり方と関連する重要な問題であり、今、国民の意見が分かれています。私としては、国民各層の御意見というものを幅広く聞き、各方面における議論の推移を踏まえながら対処していきたいと思っております。

第168回国会参議院会議録第5号・2007年10月5日(甲A216・32頁)

○内閣総理大臣 (福田康夫君)

選択的夫婦別姓、婚外子差別の撤廃、再婚禁止期間の見直しについてお尋ねがございました。

これらの問題については、婚姻制度や家族の在り方と関連してこれまでも様々な議論がされてきたと承知しております。国民の意識動向も踏まえつつ、与野党間でよく御協議をしていただきたいと思いますと考えております。

上記引用から明らかなように、歴代の首相答弁は、単に「国民各層の意

見を聞いて議論の推移を踏まえて適切に対処」という決まり文句を繰り返して述べるだけで、具体的な検討は行われていない。このような答弁内容は、上記第2に記載の1975（昭和50）年の法務委員会における「国民意識」を理由とする「時期尚早」との答弁から、なんら変化していない。

国会における答弁において、選択的夫婦別氏制度を導入しない理由として繰り返し使用されてきた世論を見ると、2001（平成13）年には同制度に賛成の割合（42.1%）が反対の割合（29.9%）を上回っているが（甲A217・平成13年度「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」、甲A196の2・64頁）、首相答弁にそのような「国民の意見」が反映されることもなかった。世論の動向を注視する旨の答弁は、議論を先送りにするための言い訳であり、国会ないし政府として真摯に議論する責任を果たさない理由を「世論」に転嫁するものにすぎない。

第4 推進派が重要な役職についても議論は進まなかったこと

以上のとおり、歴代の首相は同じ答弁を繰り返すことにより、選択的夫婦別氏制度にかかる具体的な議論を避けてきたものであるが、そのような状況は、たとえ同制度の推進派である議員が内閣の重要な役職に就任したとしても、変わることはなかった。以下、その例を紹介する。

1 小泉政権発足時の状況

2001（平成13）年4月の小泉純一郎内閣発足時には、選択的夫婦別氏制度推進派の森山真弓衆議院議員が法務大臣となった。

同年、野党3党及び与党である公明党からは同制度導入のための議員立法案が提出され、同年8月の世論調査では同制度への賛成割合が反対割合を上回った。超党派の女性議員らからは、森山大臣に対し、民法改正早期実現の申し入れがなされ、森山大臣も意欲を示した。同年11月には、自民党議員有志45名から党三役に対し、同党の法務部会で審議するよう申

入れが行われ、同党の山崎拓幹事長は臨時国会での法案提出を期待すると
して、党法務部会で議論するよう政調会長に指示した。しかし、同党の法
務部会では賛成と反対が激しく対立し、反対派から通称姓を戸籍に記す戸
籍法改正案が提唱されるなど、反対派の議員による動きも活発化した。

2002（平成14）年2月、森山大臣は、法務省が新たに検討した家
裁許可を要件とする「例外的」夫婦別氏制度の法制化を目指す意向を示し、
2003（平成15）年7月には、衆議院法務委員会で参考人質疑（参考
人の大森政輔元内閣法制局長官は賛成意見を展開）も行われたが、結局、
自民党法務部会での合意が得られず、選択的夫婦別氏制度実現に向けた動
きは沈静化した。

このように、たとえ選択的夫婦別氏制度の推進派が法務大臣等の重要な
役職についていても、自民党内の反対派議員の強い抵抗によって、事態が
進むことはなかったものである。

2 鳩山内閣発足以降の状況

2009（平成21）年9月、自民党から民主党への政権交代が起こり、
鳩山由紀夫内閣が発足すると、選択的夫婦別氏制度導入に肯定的な千葉景
子法務大臣は、選択的夫婦別氏制度導入のための民法改正案の国会提出を
目指す考えを表明した（甲A196の1・16頁）。そして、2010（平
成22）年2月には、鳩山首相も、以下のとおり、法務省において改正案
を検討中である旨答弁した。

第174回国会参議院会議録第5号・2010年2月2日（甲A218
頁・6頁）

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君）

選択的夫婦別氏制度に関して、御指摘のようなこのきずなの問題など
様々な御意見があることは承知をしております。ただ、この問題、この制

度に関しましては、平成八年、もう大分以前の話であります。平成八年に法制審議会において民法改正案の要綱というものを決定をして法務大臣に答申がなされているというわけでごさいます。この答申を踏まえて、現在、今法務省におきまして改正案が検討されているというところでごさいます。

しかし、このときにもやはり、反対議員（亀井静香大臣）の強い抵抗により、選択的夫婦別氏制度を導入するための民法改正案の閣議決定は見送られた。千葉景子法務大臣をはじめとする民主党議員は、野党であった1997（平成9）年以降、同制度導入のための民法改正の議員立法案を提出し続けていた（甲A210）。それにもかかわらず、その民主党が与党となった際にも、同制度の導入反対の運動を展開する日本会議のメンバーの一人であった亀井静香大臣によって阻まれ、閣議決定すら行うことができなかった。

このように、選択的夫婦別氏制度を導入するための法改正は、政権交代が起きれば実現するという単純なものではない。

3 反対派の背景には宗教右派の存在が指摘されていること

以上のように、国会における選択的夫婦別氏制度の導入は、その都度、反対派によって阻まれてきた。反対派が挙げる反対の理由は、「伝統的家族像を守る」という非常に曖昧なものである。それにもかかわらず反対派が強い影響力を持ち続けている背景には、保守派の政治家たちの票田である、宗教右派の存在があると指摘されている。具体的には、旧統一教会、神道政治連盟、そして、宗教右派が中心となって設立された組織である日本会議等である。

これらの組織は、いずれも選択的夫婦別氏制度の導入の阻止を運動目標として掲げ、1996（平成8）年に法律案要綱が公表された頃から特に

活発に反対運動を展開してきた。

例えば、日本会議の設立は1997（平成9）年であるが、その前身組織がその前から反対運動を展開し始めていた。

また、神道政治連盟は、全国の約8万社の神社を包括する神社本庁の政治団体であるが、2021（令和3）年10月の衆議院議員選挙の際に、神道政治連盟中央本部と自民党の国会議員との間で、LGBTQ（性的少数者）への理解増進や選択的夫婦別氏制度の導入に反対すること等を求める公約書（政策協定書）が交わされ、神道政治連盟の資料によれば、この公約に賛同・署名した234人の候補が推薦候補とされた（甲A219：東洋経済オンライン記事「神社庁が統一地方選候補に送りつけた「公約書」2023年・3頁）。2023（令和5）年4月の統一地方選挙の前にも、神道政治連盟が、同様の公約書（政策協定書）を各自治体の候補者に送っていたことが報道されている（甲A219）。

さらに、同じく選択的夫婦別氏制度の阻止を運動目標の1つとする旧統一教会は、安部晋三元首相の祖父の岸信介の代より三代にわたり保守派議員と密接な関係を続けてきたが、2022（令和4）年の安倍元首相襲撃事件以来、保守派議員との間の選挙協力をめぐる密接な関係が指摘されてきた。

日本の政治が宗教右派の強い影響下にある中で、選択的夫婦別氏制度の導入にかかる議論を国会が真摯に行うことを期待することはできない。

第5 2013（平成25）年以降、国会での議論がますます期待できなくなったこと

2012（平成24）年、自民党が民主党から政権を奪還し第2次安倍政権が発足した。同政権発足後、選択的夫婦別氏制度に対し、「家族の一体感」や「国民の意見の分裂」を理由とした否定的な政府答弁が目立つようになった。同様に、菅政権や岸田政権においても、賛成派議員の活動が

見られた一方で、自民党内では反対派議員の結束も強まり、議論の進展は見られなかった。

以下、第2次安倍政権以降の各政権における具体的な発言とその背景を整理する。

1 安倍政権下において否定的な政府姿勢が強まったこと

第2次・第3次安倍政権下では、例えば以下のように、選択的夫婦別氏制度の導入を明示的に否定する答弁がなされるようになった。

第187回参議院予算委員会会議録第2号・2014年10月8日（甲A220・35頁）

○国務大臣（松島みどり君）

選択的夫婦別氏制度を導入するためには民法を改正する必要が生じまして、このための民法改正につきましては、我が国の家族の在り方の根幹に深く関わるものであり、世論調査の結果などを見ましても国民の意見が大きく分かれているところであります。

したがって、法務省といたしましては、現在、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入はできないと考えております。

安倍首相自身も、2020（令和2）年まで一貫して以下のような答弁を繰り返し、選択的夫婦別氏制度の議論は停滞することとなった。

第187回参議院予算委員会会議録第2号・2014年10月8日（甲A220・36頁）

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

いわゆる選択的夫婦別氏制度の導入の問題は、我が国の家族の在り方に深く関わるものであり、国民の間にも様々な意見があることから、慎重な検討が必要であると、このように考えております。

第190回国会衆議院予算委員会議録第17号・2016年2月29日

(甲A221・12頁)

○岡田委員

(省略) 総理が野党時代の発言を紹介したいと思います。夫婦別姓の問題ですね。総理は、夫婦別姓は家族の解体を意味します、家族の解体が最終目標であって、家族から解放されなければ人間として自由になれないという、左翼的かつ共産主義のドグマです、こういうふうに発言されていますね。これはどういう意味ですか。お答えいただけますか。

(中略)

○安倍内閣総理大臣

(省略) 私は、家族の価値を重視する保守党としての自民党の考え方を恐らく述べたものであろう、こう考えるわけでございます。

いずれにいたしましても、夫婦別氏に対する考え方については、政府としての長である内閣総理大臣として既に答弁をしておりでございます。

第2次・第3次安倍政権下では、2020(令和2)年3月に至るまで、上記とほぼ同じ内容の答弁が10回以上にわたり繰り返されている。

2 賛成派の菅政権・岸田政権下でも同様の答弁が繰り返されたこと

菅義偉首相は、もともと選択的夫婦別氏制度の導入に賛成の立場であった。また、菅内閣における上川陽子法務大臣も同様であった。これを受けて、2020(令和2)年11月、参議院予算委員会において、以下のとおり、上川大臣及び菅首相に対する質疑がなされ、菅首相は、同制度の導入に向けた議論を速やかに進めるとしてきた自身の言動について政治家として責任を持つ旨答弁した(甲A222・第203回国会参議院予算委

員会会議録第2号・47頁)。

第203回国会参議院予算委員会会議録第2号・2020年11月6日

○小池晃君 大臣は二〇〇一年十一月に、自民党議員有志として党三役に申し入れた。覚えていらっしゃるでしょうか。内容は、一つ、選択的夫婦別姓制度導入に向けた民法改正について早急かつ徹底した党内議論を進めること、二つ、速やかに今臨時国会に当該問題についての閣法が上程され、審議に付されること。こういう申入れを、大臣、やられていますね。それから、二〇〇八年一月の財団法人市川房枝記念会出版部発行の「女性展望」に、上川陽子さん、私も選択的夫婦別姓については賛成で、そのために議員として活動してきました。政治家としての信念はと聞かれて、言行一致、つまり、言ったことには自分で責任を持つことが大切だと考えていますと。私、こういう信念をお持ちである政治家であれば、法務大臣になったら、やっぱりそのために全力を挙げると。言行一致でやりましょうよ。言行一致でやりましょう、どうですか。

○国務大臣（上川陽子君） 私の個人として、政治家としてのこれまでの意見については、先生今御紹介をさせていただいたとおりであります。この問題については、それぞれ家族の在り方についての考え方について様々な意見があるということで、世論調査におきましてもその意見の幅が表れているというところも確かであります。今回、第五次男女共同参画基本計画の中に、こうしたことについての調査を、意見的な、パブリックコメントでありますとかヒアリング等に応じて、特に若い世代の皆さんに聴取をしているということも事実でございます。そういう意味で、国会が非常に大事な役割を果たしていくというふうに思っておりまして、そうした動向も踏まえまして検討に当たってまいりたいというふうに思っております。

○小池晃君 総理、総理もこの二〇〇一年の自民党有志議員の申入れに名前を連ねていらっしゃることを覚えていらっしゃいますか。覚えていらっしゃいますか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） たしかそうだったと思います。

○小池晃君 それだけではない。二〇〇六年三月十四日の読売新聞。自民党内で別姓導入に理解を示す菅義偉衆議院議員は、例外制でも駄目ならもう無理という雰囲気になってしまった、しかし、不便さや苦痛を感じている人がいる以上、解決を考えるのは政治の責任だ。別姓導入を求めてきた方が総理になり、法務大臣になったんですよ。政治の責任を言行一致で果たすべきときではありませんか。総理、どうですか。

○内閣総理大臣（菅義偉君） 夫婦の氏の問題は、我が国の家族の在り方に深く関わる事柄であり、国民の間に様々な意見があり、政府として、引き続き、国民各層の意見を幅広く聞くとともに、国会における議論の動向を注視しながら対応を検討してまいりたいというふうに思います。ただ、私は、政治家としてそうしたことを申し上げてきたことには責任があると思います。

しかし、その後は結局、以下のとおり、安倍政権時と同様の答弁を繰り返すようになり、国会において具体的な議論がなされることはなかった。

第204回国会衆議院予算委員会議録第17号・2021年3月1日（甲A223・18頁）

○菅内閣総理大臣

まず、選択的夫婦別姓制度の導入を含む夫婦の氏に関する問題は、我が国の家族の在り方に関わる事柄であり、国民の理解を得て対応する必要があるというふうに思っています。

政府としては、男女共同参画基本計画に基づいて、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら検討を進めていく、こういうことになっています。

その後、2021（令和3）年10月には、岸田文雄内閣が誕生した。岸田首相は、その前に自民党内で発足した選択的夫婦別氏制度の導入を推進する議員連盟の呼びかけ人の一人であったため、同制度導入の期待が高まったが、岸田首相もまた、首相に就任した途端、従前の政府答弁に終始するようになり、やはり、具体的な議論が行われることはなかった。

第207回国会参議院予算委員会会議録第2号・2021年12月17日（甲A224・40頁）

○内閣総理大臣（岸田文雄君）

国民一般にこの問題についてこの理解、どうなんだろうか、まだまだ議論しなければいけない部分はあるのではないか、こういった点を考えたときに議論をすることは大事なんではないか、こんなことを思って私自身の態度を申し上げているところであります。

つまり、菅政権、岸田政権と、選択的夫婦別氏制度に賛成する議員が首相となっても、法改正に向けた動きに進展は見られなかったものである。

第6 最高裁による合憲判断の影響

以上のように国会において選択的夫婦別氏制度に関する具体的な議論が避けられてきた状況下において、最高裁は、夫婦同氏制度は憲法に違反しないとした上で、制度の在り方は国会で論じられるべき事項であるとの

判断を示してきた。最高裁によるこのような判断は、国会が具体的な議論に着手しないことを正当化する根拠となってきたものである。

本項では、平成27年大法廷判決及び令和3年大法廷決定が国会における答弁や議論に与えた影響を明らかにする。

1 平成27年大法廷判決前後の状況

(1) 平成27年大法廷判決前の状況

2011（平成23）年に提起された第一次選択的夫婦別姓訴訟の上告前の時点においては、法務大臣が、以下のとおり、夫婦同氏制度の問題は憲法上の問題ではないと明言していた。

第187回国会参議院法務委員会会議録第2号・2014年10月16日（甲A225・19頁）

○国務大臣（松島みどり君）

夫婦が別氏のまま法律上婚姻するということが憲法における基本的人権として保障されているものとは考えておりません。また、現在の夫婦同氏制度が、これは現実には圧倒的に女性が氏を変える場合が多いのですけれども、制度としては夫婦のいずれの氏を称してもよいとされている、そういうことに鑑みますと、憲法における法の下での平等に反するものでもないと考えております。

したがって、民法を改正して選択的夫婦別氏制度を導入するか否かは、基本的人権に関わる問題ではなく、立法政策上の問題であると考えております。

一方、同訴訟が最高裁に係属した後は、法務大臣が、最高裁の判断を注視する旨述べるに至り、最高裁の判断が国会の動きに影響を与えうる状況であった。

第189回国会参議院法務委員会会議録第17号・2015年7月9日（甲A226・9頁）

○国務大臣（上川陽子君）

この選択的夫婦別氏制度の導入の問題につきましては、我が国におきましての家族の在り方に深く深く関わる問題であるということをございまして、国民の皆さんからの方の理解をいただくべきものというふうにございしているところをございます。

（中略）

関連する訴訟については、特に最高裁判所が今まさに審議していくということをございますので、そうした観点で、その判断につきましての行方ということにつきましては注視すべきものというふうにございしているところをございます。

（2）平成27年大法廷判決の影響

しかしながら、平成27年大法廷判決が合憲判断を下したため、同判断は、以下のとおり、国会が「慎重な議論」が必要であるとの言い訳の下に議論自体を行わないことを正当化する結果をもたらすこととなった。

第190回国会衆議院法務委員会会議録第3号・2016年3月9日（甲A227・8頁。23頁にも同趣旨の答弁がある。）

○岩城光英国務大臣

お話がありましたとおり、最高裁大法廷判決におきましては、夫婦同氏を定める現行制度が憲法に違反するとの少数意見を述べた裁判官が五名おり、三名の女性裁判官全員がそのような意見でありました。他方で、最高裁判決の多数意見は、夫婦同氏を定める現行制度は合憲であるとした上で、選択的夫婦別氏制度の導入の是非については、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄であると指摘されております。

選択的夫婦別氏制度の導入は、我が国の家族のあり方に深くかかわる問題でありまして、国民の大方の理解を得て行うべきものと考えております。最高裁判決において指摘されておりますように、国民各層の御意見あるいは受けとめ方や、国会における議論の動向も踏まえながら、慎重に対応を検討する必要があるものと考えております。

2 令和3年大法廷決定前後の状況

(1) 令和3年大法廷決定前の状況

2018（平成30）年に提起された第二次選択的夫婦別氏訴訟においても、最高裁決定の前の時点では、国会において、司法がどのような判断を行うのかが注視されていた。

第204回国会参議院法務委員会会議録第10号・2021年4月16日（甲A228・14頁）

○国務大臣（上川陽子君）

夫婦別氏を認めず婚姻届を受理しないのは憲法に違反すると訴えた三件の家事審判の特別抗告審におきまして、最高裁の審理が大法廷に回付されたところでございます。今後改めて司法の判断が示されることが想定されるわけでございます。

法務省といたしましては、ただいま民事局長からの答弁をさせていただきましたけれども、各党での検討を含む国会におきましての議論、これが充実したものになるようにしっかりと協力の取組を続けるとともに、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関しましては、国民各層の意見もでございます、また、国会における議論の動向、司法の判断、こうしたことをしっかりと注視しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

(2) 令和3年大法廷決定の影響

しかし、令和3年大法廷決定は再度合憲との判断を下した。同決定の深山卓也裁判官らの補足意見は、「選択的夫婦別氏制の導入に関する最近の議論の高まりについても、まずはこれを国会において受け止めるべきであろう。」「国会において、この問題をめぐる国民の様々な意見や社会の状況の変化等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するものである。」として、国会における議論を促そうとしたことがうかがえるものの、合憲判断である以上、そのような期待が国会の議論に反映されることはなく、平成27年大法廷判決時と同様、国会が具体的な議論を行わないことを正当化したにすぎなかった。

3 小括

以上のとおり、最高裁が国会に議論を委ねても、それが合憲判断である限りは、この問題を放置することのお墨付きを与える結果となるにすぎない。夫婦同氏制度が人権を侵害するものであることに司法が向き合い、明確な違憲判断を下さない限り、国会における議論が進展することはない。

第7 最近の状況

令和3年大法廷決から約3年経った2024(令和6)年3月と6月、日本経済団体連合会(以下「**経団連**」という。)、経済同友会、新経済連盟及び日本取締役会が、それぞれ、選択的夫婦別氏制度の早期導入を求める提言等を公表し、政府に対して要請等を行うに至った(甲A54、A53、A113、A147)。経団連を含むこれらの団体は政権与党の政策決定に大きな影響力を持っているが、これらの要請を受けても、岸田文雄首相は、「家族の在り方の根幹に関わる問題であり、最高裁決定においても、国会で論じられ、判断されるべき事柄であるという指摘があります。」そして、先ほど申しあげました様々な観点から議論をしなければならない、国

会において議論を進めていかなければならないと思いますし、建設的な議論をしていくことが重要であると認識をしております。」等と、従来の答弁に終始した（甲A229・第213回国会決算行政監視委員会第5号・19～20頁）。

また、同年9月、岸田首相の後任を選ぶ自民党総裁選挙が行われ、石破茂議員は、総裁選の最中においては、「通称は通称でしかない。選択的ということなんですから、それを否定する理由はない」（甲A230の1・朝日新聞記事2024年9月21日）等として選択的夫婦別氏制度の導入に前向きな姿勢を明らかにしていた。ところが、同議員は、首相に就任した途端、自民党と公明党が交わした連立政権の合意文書において「別姓」について記載しないという判断をし（甲A230の2・東京新聞記事）、法案採決時にも「党議拘束を外すことにあまり賛成ではない」と述べるに転じた（甲A230の3・共同通信記事・2024年10月21日）。

これまでの国会における議論状況をふまえれば、党議拘束を外さず与党内の合意形成を待つことは、選択的夫婦別氏制度を実現しないことと同義であり、石破首相の姿勢は、就任前より大きく後退するに至ったと言わざるを得ない。たとえ推進派が首相になったとしても、政府ないし国会の主導によって選択的夫婦別氏制度が実現することは期待できないということを示す事例が、また一つ増えることとなったものである。

第8 結語

以上のとおり、選択的夫婦別氏制度の導入をめぐる国会での議論は、長年にわたり繰り返されながらも具体的な法改正に結びつく兆しが見られない。1996（平成8）年の法制審議会による答申以降、各政権は「慎重な議論の必要性」を強調するだけで、具体的な議論に入ろうとすらしなない。そして、最高裁による合憲判断は、そのような不作為を正当化する根拠ともなってきた。

司法においては、このような国会の著しい不作為の現実を踏まえた上で、解決を安易に国会に委ねることなく、夫婦同氏制度が人権を侵害していることを直視した上で、その人権救済の責務を果たす必要がある。

以上